

競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

2025 年 8 月 22 日
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
理事長 堀 場 厚

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名
ロームシアター京都 2025 年度～2026 年度イベントカレンダー印刷
- (2) 履行場所
京都市左京区岡崎最勝寺町 13 番地 ロームシアター京都
- (3) 契約期間
契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで
- (4) 予定金額
2, 550, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

2 仕様書の交付

- (1) 交付方法
ア ロームシアター京都のウェブサイトからダウンロード。
ただし、当該申請書等のダウンロードは、A 4 判の帳票として印刷し使用してください。
イ 窓口で配布。
ウ 2025 年度の印刷物の見本を希望される場合は、窓口にて配布（1 社につき 1 部に限る）します。事前にお知らせください。
- (2) 交付期間
この公告の日から 2025 年 9 月 8 日（月）まで（窓口は、各日午前 10 時から午後 5 時まで。
ウェブサイトからのダウンロードは交付期間の終日及び 2025 年 9 月 8 日（月）午後 5 時まで）。
- (3) 交付場所
ア ロームシアター京都ウェブサイトアドレス
<https://rohmtheatrekyoto.jp/>
イ 窓口
京都市左京区岡崎最勝寺町 13 番地
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団
ロームシアター京都 管理課（担当 石川）
TEL 075-771-6051 FAX 075-746-3366

3 質問及び回答

契約に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 期限
仕様書の公告の日から 2025 年 8 月 27 日（水）正午まで。
- (2) 質問の様式等
A4 サイズの文書（様式は問いません、メールまたはファックス）で提出してください。文書には、質問者の法人の名称と連絡先（電話番号、返信先のメールアドレスまたはファックス番号）を明記し、複数のページにわたるときはページ番号を付して、質問が複数あるときはそれぞれの質問項目ごとに番号を付してください。
- (3) 質問の提出方法
必ず文書をメールまたはファックスにて提出してください。口頭や窓口、電話等の他の手段による質問にはお答えできません。

(4) 回答

質問があった場合は、2025年9月3日(水)から9月5日(金)午後5時までの期間、すべての質問への回答を記載した文書を第2項3号「ア」規定のウェブサイトに掲載します。

<質問票提出先>

e-mail : press@rohmtheatrekkyoto.jp FAX : 075-746-3366

4 入札参加資格

次の条件をすべて満たす者を対象とします。

(1) 共通

- ア 京都市の令和7～9年度京都市競争入札参加有資格者名簿に「印刷」で登載されていること。
- イ 入札参加申込の日から開札までの間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止又は公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「当財団」という）において準用する同規定による同様の措置の期間が含まれていないこと。
- ウ 業として本仕様書と同等制作について、元請として履行実績を有するもので、それらについて印刷物で証明できること。

(2) 実績

以下の実績があり、それらについて書面等で証明できること。

- ア 1つの施設または事業企画者の広報活動において、複数の催事情報が一覧化された冊子またはチラシのデータ作成をした実績があること。
- イ 1つの施設または事業企画者の広報活動において、複数の催事情報が一覧化された冊子またはチラシの印刷実績があること。

5 入札参加資格の確認

入札への参加を希望する場合は、次のとおり、書類を提出し、資格の審査を受けてください。

(1) 提出書類

- ア 入札参加申込書（様式1）
- イ 実績を証する印刷物
前記入札参加資格実績に掲げる資格を証するために印刷物（原本）を提出してください。
- ウ 会社概要（業務内容及び本店、事業所の所在地が判るもの。様式は問いません。）

(2) 提出方法

必ず窓口の前号の提出書類を持参してください。

(3) 提出期間

仕様書の公告の日から2025年9月8日（月）まで。各日とも午前10時から午後5時まで。

(4) 入札参加資格の確認結果の通知

資格の有無について審査した結果は、2025年9月12日（金）に電話により通知します。この場合において、資格がないと認めたものに対してはその理由を付して通知します。

(5) 入札参加資格確認の取消し

入札参加資格があると認めた者が、落札決定までの間に、必要な資格を欠くこととなったとき、又は入札への参加を認めることが不適当であると特に当財団理事長が認めるときは、資格を取消し、改めてその旨を通知します。

6 入札書の提出（応札）

入札者（入札参加資格を有する者）は、入札書（様式2）を使用して入札してください。

(1) 提出書類

入札書（積算内訳書等の添付書類を含む）

(2) 提出方法

必ず窓口を持参で提出してください。

(3) 提出期間

2025 年 9 月 17 日（水）午前 10 時から 2025 年 9 月 19 日（金）午後 5 時まで

(4) 注意事項

ア 入札書の各欄には、必要事項を漏れなく記入してください。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することは出来ません。

ウ 代表者又は受任者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合は、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を当財団に提出してください。ただし、代表者又は受任者の記名押印がある入札書で入札する場合は、委任状の提出は必要としません。

エ 入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入してください。

オ 入札書に、積算内訳書（様式は問いません。）を必ず添付してください。

7 入札執行（開札）

開札について、次のとおり行います。入札者の参加は不要とします。ただし、立合いを希望する場合は、1 社につき 1 名まで入札を執行する会議室に入室できるものとしますので、開札日の前日午後 5 時までにその旨を申し出てください。申し出の方法はメールもしくはファックスによるものとします。申し出のない場合は立合いを認めません。なお、結果については 10 月 3 日（金）頃に通知します。

(1) 日時

2025 年 9 月 24 日（水）午前 10 時

(2) 場所

ロームシアター京都 会議室 2

8 入札の無効

別に定めるもののほか、次に掲げる場合は、その者のした入札は、無効とします。

(1) 予定価格を超える額の入札があったとき。

(2) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(3) 入札者又はその代理人が、2 通以上の入札をしたとき。

(4) 入札書に必要事項の記載漏れ（押印漏れを含む。）、訂正、誤記があったとき。

(5) 積算内訳書に誤記があったとき、又は積算内訳書の合計金額と入札書に記載された入札金額とに相違があったとき。

(6) 委任状により代理人が入札を行う場合の入札書の押印が、提出された委任状に押印された代理人の印鑑と異なるとき。

(7) 提出書類への虚偽の記載その他入札に際し不正の行為があったとき。

(8) その他、入札に関する条件に違反したとき。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 最低の価格で入札を行った者が 2 名以上あるときは、籤引きにより落札者を決定します。

10 主なスケジュール

(1) 募集開始

2025 年 8 月 22 日（金）

(2) 募集要項等配布期間

2025 年 8 月 22 日（金）から 2025 年 9 月 8 日（月）午後 5 時まで

(3) 質問書提出期間

2025 年 8 月 22 日（金）から 2025 年 8 月 27 日（水）正午まで

- (4) 質問回答
2025 年 9 月 3 日(水)から 9 月 5 日(金) 午後 5 時まで
- (5) 参加申請書提出期間
2025 年 8 月 22 日(金) から 2025 年 9 月 8 日(月) 午後 5 時まで
- (6) 参加資格確認結果通知
2025 年 9 月 12 日(金) 午前 10 時
- (7) 入札書の提出(応札)
2025 年 9 月 17 日(水) 午前 10 時から 2025 年 9 月 19 日(金) 午後 5 時まで
- (8) 入札執行(開札)
2025 年 9 月 24 日(水)
- (9) 契約締結
2025 年 10 月 10 日(金) (予定)

11 支払い

- (1) 契約金額の支払いについては、以下のとおりに支払うものとする。
受注候補者選定後、契約締結までに協議のうえ委託金額を決定する。その金額について、受注者の請求により以下のとおり委託料を分割にて支払う。
第一回：2026 年 3 月 31 日までの成果物納品に対する請求に基づく、2026 年 4 月 30 日付の支払。支払金額は上限 750,000 円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
第二回：すべての成果物納品後の請求に基づく支払(2027 年度内)。支払金額は委託費用の未支払分総額。
- (2) 受注者は、年度内の発注に基づく業務を履行後、納品書及び請求書を速やかに提出する。
- (3) 当財団は、(2)の納品書及び請求書が適正なものと確認したときは、規定の金額を支払う。
- (4) 支払い方法は銀行振り込みとし、振込手数料は当財団の負担とする。

12 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金は免除します。
- (2) 入札後には辞退できません。落札者となった者が、契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、京都市の例により違約金を徴収します。
- (3) この調達には、政府調達に関する協定の適用は受けないものとします。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 本件の契約書は、京都市の標準契約約款に準じ、2 通を作成し、当財団及び落札者がそれぞれ 1 通を保有することとします。
- (6) 提出された資料は、返却しません。また、その作成及び提出にかかる費用は、入札参加申請者の負担とします。
- (7) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、当財団は落札決定を取り消すことができるものとします。
- (8) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者(以下「非落札者」という。)から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達してはいけません。
- (9) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはいけません。
- (10) 前 2 号の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要がある、あらかじめ文書による当財団の承諾を得た場合は適用しません。

(11) 義務の履行の委託の禁止

契約者は、当財団の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはいけません。

(12) 落札者が契約を締結しない場合において、第9項第1号の規定により落札者を決定していたときは当該落札者の次に低い価格で有効な入札を行った者を落札者とし、第9項第2号の規定により落札者を決定していたときは籤引により落札者とならなかった者を落札者とします。同項第8号の規定により落札決定を取り消した場合も同様とします。

(13) 本件入札の手続き及びこの契約に関しては、この入札公告に定めるもののほか、京都市の例によります。